

総合事業に係る請求の際の留意事項について

1. 算定時の留意点

今回の改正で、月当たりの上限が回数から単位数に変更された。

→月額包括報酬を超えない範囲では回数制、超える場合は月額包括報酬を使って算定する。

※上限の設定の仕方が変わったことにより、回数制で算定する1月当たりの回数が変わっているが、回数はあくまで目安であり、単位数で上限を設定するにあたり結果的に回数が変わっている。

(1) 訪問型サービス

標準的なサービスの場合

	費用区分	単位数
例1	週1回程度(1か月に4回まで)	287 単位×回数
例2	週1回程度(1か月に5回以上)	1,176 単位
例3	週2回程度(1か月に8回まで)	287 単位×回数
例4	週2回程度(1か月に9回以上)	2,349 単位
例5	週2回を超える程度(1月に12回まで)	287 単位×回数
例6	週2回を超える程度(1月に13回以上)	3,727 単位

生活援助中心の場合

	費用区分	単位数
例1	週1回程度(1か月に5回まで)	220単位×回数
例2	週1回程度(1か月に6回以上)	1,176 単位
例3	週2回程度(1か月に10回まで)	220単位×回数
例4	週2回程度(1か月に11回以上)	2,349 単位
例5	週2回を超える程度(1月に16回まで)	220単位×回数
例6	週2回を超える程度(1月に17回以上)	3,727 単位

(2) 通所型サービス

	費用区分	単位数
例1	週1回程度(1か月に4回まで) 事業対象者、要支援1	436 単位×回数
例2	週1回程度(1か月に5回以上) 事業対象者、要支援1	1,798 単位
例3	週2回程度(1か月に8回まで) 事業対象者、要支援2	447 単位×回数
例4	週2回程度(1か月に9回以上) 事業対象者、要支援2	3,621 単位

2. 「標準的な内容」と「生活援助中心」の考え方

標準的な内容・・・生活援助をしつつも、見守り援助が必要な場合や少しでも身体介護*が必要なとき。

生活援助・・・身体介護以外で、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービス

*身体介護・・・①利用者の身体に直接接触して行われるサービス

②利用者の ADL・IADL・QOL や意欲の向上のために利用者と共に
行う自立支援・重度化防止のためのサービス

③その他専門知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス

身体介護(抜粋)	生活援助(抜粋)
1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック（利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック）/環境整備（換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等）/相談援助、情報収集・提供/サービス提供後の記録等	2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック（利用者の安否確認、顔色等のチェック）/環境整備（換気、室温・日あたりの調整等）/相談援助、情報収集・提供/サービスの提供後の記録等
1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）/食事介助/特段の専門的配慮をもって行う調理	2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃/ゴミ出し/準備・後片付け
1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）/部分浴（手浴及び足浴・洗髪）/全身浴/洗面等/身体整容（日常的な行為としての身体整容）/更衣介助	2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯/洗濯物の乾燥(物干し)/洗濯物の取り入れと収納/アイロンがけ
1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助	2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
1-4 起床及び就寝介助	2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）/被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
1-5 服薬介助	2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片付けのみ/一般的な調理
1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）	2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）/薬の受け取り

介護保険最新情報 Vol.637 より 平成 30 年 3 月 30 日

